

# Sir Matthew Hale の貧民救済・雇用論

(1659) について

白 沢 久 一

- I 序 —— 生涯と救貧思想 ——
- II 当時の救貧法批判 —— 貧民雇用論 ——
- III 当時の救貧行政批判 —— 権限の欠如 ——
- IV その提案の制度内容 —— Work House 論 ——
- V その提案の処遇内容 —— 計画と教育 ——
- VI 結 —— 法改正への役割 ——

## I 序 —— 生涯と救貧思想 ——

英国における貧民救済論争上に貧民救助論の中に貧民雇用を論ずる人々が多くあらわれるのは、市民革命期の中であり<sup>(1)</sup>、その後王制復古や名誉革命を経てますます強められて行った思想は「生産労働との結合」を説く「貧民に有利な雇用論」者であり、初期ワークハウス論者の理念である。つまり貧民雇用と貧民教育を結合させる中心に「生産労働との結合」を説く人々であり、市民革命期の Sir Matthew Hale 1609～1676 や、その後の Sir Josiah Child 1630～1699、John Bellers 1654～1725等<sup>(2)</sup>の主張であり、とくに John Bellers の思想はロバート・オーエンを経てクルブスカヤの「生産労働との結合」を説く教育思想にまでつながっている。

まず、この思想形成上その初期として必ず紹介されているのが、(本格的に内容の紹介はされていないが) Sir Matthew Hale の “A discourse touching

- 
- (1) 浜林正夫「イギリス革命期の経済思想Ⅵ — 貧民問題 —」(小樽商大『商学討究』17巻3号、昭和42年1月参照。)
  - (2) 最近の教育史からの研究によれば、当時三つの流れがあり、(1) この Bellers につながる流れと、(2) ロックを中心とする John Cary 等の実践派ではあるが、貧民教育を同一国民教育とみないで特別視したグループ、それに (3) Daniel Defoe や B. Manderill の自由経済主義者のグループである(山根祥雄「イギリス17世紀末期の救貧論と教育(1) — ロック、ペラーズ — 広島大学教育学部紀要21号1972年)。S. M. Hale は、第一グループに入れられている。

provision for the poor,” London, 1683年刊 で F. M. Eden の “The state of the poor” Volume One によれば「1659年に書かれているが出版は死後に出されたもの」<sup>(3)</sup>とされており、「ヘイルは、大法官という頭職にあったから、彼の見解は生前からよく知られていたし、議会の内外に大きな影響を及ぼした」<sup>(4)</sup>と言われている。この論文は S & B. Webb や Raynes に紹介され、<sup>(5)</sup>大部分を Eden<sup>(6)</sup> が紹介しているが、原文は British Musium 所蔵<sup>(7)</sup> のものを使用した。

生涯 1609年11月1日に Gloucestershire の Alderley で, Rebert Hale と Matthew Poyntz の娘, Joan との間に生れた一人息子である。彼の父は Lincoln's 学院出の高級弁護士であって、訴えに<sup>(8)</sup>おぼれずに法の実践に豊かな経験をもち Hale が5才になる前に死亡し、彼の母もすでに死亡していた。

この不幸は偉大な人間をつくる基礎となったと彼の母方の伯父 Thomas Poyntz 氏によって言われ、彼のもとを去ったあとピューリタンの保護者である Anthony Kingseot の保護をうけ、彼の保護者は彼に教育を行い聖職者にさせようとし、いわゆる puritan の道を望んでいた。同系統の教育が行われ、17才の年に Oxford の Magdalen hall に送られ、そこには Obadich Sedg-

(3) F. M. Eden “The state of the poor” Vol One. p. 215.

(4) 小山路男「イギリス救貧法史論」日本評論新社71頁。

(5) S & B. Webb “English poor law, History” Vol. I p. 95, 97. 102~4 等  
G. Nicholls “A History of the English poor law” Vol. I pp. 287-9.  
H. Raynes, “Social Security in Britain, A History” p 83, 72.

(6) F. M. Eden op cit pp. 215-225, 1797.

(7) (1) R. Burn “The History of the poor law with observation” 1764. pp. 134-160.

(2) Charles Whibley (ed) “Sir Matthew Hale’s Discourse Touching Precision For the poor” Peter Davies London, 1927.

(3) T. Thirlwall “The Works Moral and Religious of Sir Matthew Hale.” 1805 Vol. I pp. 516-536

私のよった文献は(2)を中心であるが、なお現在リプリントでこの論文の全文が出版された。W. E. Minchinton (ed) “Bellers, Hale, North” EP Publishing Limited Johnson reprint corporation, 1972.

(8) Matthew Hale の祖父も名称は父と同じく, Robert Hale といい, Wotton under Edge で、すぐれた織工であり、当時、貧民利用のために若干の区画の土地を与えられていた。祖父には5人の子供がおり、10,000ポンドを5人に平等に与え、娘にも財産から生じた遺産を与えていた。祖父の次男が父親の Robert Hale であり、母方の祖父は継父となり、それ故に洗礼のとき祖父は自身の名を与えた。彼の父は良心的であり、又慈善心にあふれ近所の貧民に生存中多額の施与を与えていたのみでなく、死亡にさいし、年収100ポンド位しかなかったのに、Wotton の貧民に20ポンドを与えている。彼の母は彼が3才になる前に死亡している (T. Thirlwall (ed) “The Works moral and religious of Sir Matthew Hale,” pp. 7-8.)

wrickという、Violent puritan の tutor がいた。そこで彼は娯楽や、成装、男のやるスポーツに関心をよせ、ときには演劇もみ、強く活動的な人間になるべくフェンシングを行い、それもエキスパートとなって、一人の兵士としてオレンジ公子の護衛に加わろうとさえ考えていたと言われていた。彼の法律に対する関心は人間の蛮行に関心をよせ、彼が個人的事件で相談していた Serjeant Glanville とのつきあいからである。

彼は1628年9月 Lincoln 学院に入学した。その後法律の世界に入る。1640年の内乱もこの法律の道を学ぶ路線変更にならず、これらの問題を法律上の問題として討議していたようである。例えば、すべての法律家によって署名されていた、1649年11月11日付の命令によって要求される共和国への忠誠の約束は、例え心では王党主義者であって行わざるをえない故に、1651年プレスビテリアンの聖職者 Christopher Love が王の回復への陰謀の試み、その事件を弁護したといわれる。1651年1月20日～1652年にかけて法律改正委員会に身をおき、1654年1月23日に彼は、A Serjeant-at-law (上級法廷弁護士1880年廃止)をつくりそしてすぐに一般人の訴えの判決を行った。1654年の一般選挙で彼の生れ故郷の洲から立候補し、トップ当選となり、国会では「単独人 (single person)」として説得的に活動したといわれる。クロムウエルは「英国共和国とその護民官への真実と忠誠の承認」署名を要求された人々の反対に黙していたが(多数が承認し)、すべての不賛成者は(その中の1人に Hale はいた)次の投票時に追放された。しかし1655年11月1日商業委員会に席をおいた。こうして M. Hale は Protector としてのクロムウエルの死亡まで一般人の訴えの判決に従い、クロムウエルの死後 Richard Cromwell にその職をつづけて欲しいと言われたがそれを拒否した。それは R. Cromwell の能力が短期間しかないと予見しえたからではなからうか。その後田舎に帰り、王制復古のあと、再びみずからつくった Serjeant-at-law によびもどされ、法律上の仕事をやり、1666年のロンドン大火のあと司法改革をロンドン市民のために行い、1671年5月18日に創立された王立首席判事となり4～5年間そこに在席し、1675年に辞職し、王より年金を与えられた。翌1676年のクリスマスに死亡し、Alderley 教会墓地に埋められ、簡素な墓石があるといわれている。彼はこの教会の近くの Acton に 1667年頃小さな家をもち、1673年の彼の64才の誕生日を記念して教会に clock をプレゼントしている。彼は1627年に Anne と結婚し、彼女が1664年に死亡したのちに同名の Anne と再婚。子供はない。先妻との子供は10人おり、そのうち、彼の生存中に長女と末子の息子は死

亡した<sup>(9)</sup>。問題はこの貧民に関する論文がいつ書かれたかである。F. M. Eden の “The state of the poor” が次のように推定している。それはこの論文の書かれている事情から王制復古前と考えられ、それは若干のひまをもち直接しらべられることの出来る条件をもつ時でなければと考えられ、1653年の判決文作成時に彼は指摘をうけて、1658年にクロムウエルの死後田舎に隠退し、1660年の初めに公的事件を Gloucester 洲のメンバーにもどって没頭するので、それ以後は彼を中心に Lord Chief Baron をつくり、1671年に首席判事となっているので、それを書かれたときとは考えられない。なお1675年の死の数ヶ月前は彼は書くのをあきらめている。そこで

「彼の Gloucestershire の羊毛マニュファクチュアの特別の関心は、貧民のために適当な雇用を彼が命じたところだし、それは、最高裁判所長官 Lord Chief Justice のものというよりも田舎紳士という特徴が多く私にとって感じられる。彼の羊毛の値段（1ポンド12ペンス）は革命後のどのときよりも高すぎる。1662年に通過した定住法は論じられていない。そこで、このことやら他の事情から、私はこの小論文が若し Matthew Hale 卿の作品だとするならば、1659年の彼の隠退のとき、彼によって書かれたと充分主張されうる」（S. F. M. Eden “The state of the poor.” Vol. I. p. 215）

と推定し、なお脚注では、1671年1ポンド12d という著者もいるがこれはまれであり、王制復古後は1ポンド6d だという資料からも推定を科学的にしている。なお「貧民への施策 (provision of poor)」について、全集の序文で、彼の出生地とそこでの地方的課題から<sup>(10)</sup> philanthropist としての一般原則をひきだそうとしている良い例だと解釈していることから、F. M. Eden の推定は正しいとせざるを得ない。

**救貧思想** M. Hale の救貧思想をこの小論文の序文を中心とみるならば、「貧民救済のために当然保護すべきものは法律によってである」と法律家らしい書き出しではじまる。そしてその救貧思想の基礎は信仰であり、その貧民についての聖書理解は伝統的な思想を基礎においている。<sup>(11)</sup>

「神が我々に要求しているのは全能なる神への大いなる信仰である。神は、神の生徒として貧民を残され、そして貧民扶養のまかない役 (steward) として富者を残された。それは、今まさに人間の休養者 (Rest) から要求されている偉大な貨物の一つで

(9) 主として “The Dictionary of National Biography” による。

(10) T. Thirlwall (ed) *ibid* p. XX.

(11) 例えば、ベラーズ等は、「働かざるものくうべからず」をモットーとするのに比べて比較的伝統的理解が基礎になっていると思われる。

ある。人間は神に払うことが出来ず、神は神の代理人又は受けとり人として、人間の休養者 (Rest) に貧困者をまばらにつかわされたのである。」(Sir Matthew Hale "A. Discourse Touching for the poor" p. 3.)

そして、そのための救貧法は「人々の間で最も人道的な法律の一つである」とし、慈悲と親切さの必要性を説き、最も偉大な市民的慎重さや政治的知恵の必要性を説く。その理由に貧民の現実を冷静に次のようにみている。

「…何故なら貧困自身は人々の心を柔弱にさせるか、又は少くとも、騒々しい静かでない人にさせるかで、ある大勢の極貧者のいる所では、富めるものはいつまでも安心出来ず、困窮性は鈍感な人、活気のない性格の馬鹿な人、そして無教養な人にさせるし、そして熱しやすく、活動的な体質の人々をより強欲にし絶望的にさせる。」(Sir Matthew Hale *ibid* pp. 4-5.)

彼は英国の救貧行政 — 特に乞食対策を外国と比べて、欠陥があると批判する。

「…このときに、英国は文明国でキリスト教国家の他のどんな国よりも貧民に対する慎重な施策に多くの欠陥があると私には思われ、少くなくともそれを補うべき多くの機会や利益があったと思われる。

他の国々では乞食は稀にみる状況であり、自分自身の生活を高令廃疾によって維持出来ない人々は救済されている。そして自分自身の労働によって欠乏を補い得るものは彼等自身に適した雇用によって養われているのである。」(Sir Matthew Hale *ibid* pp. 5-6.)

この方策に欠陥がある以上、他国からみて、当時の英国の権力関係を、「…我々がより有名になることは我々がより貧しくなることであり、それは王国の力や富がそこで存立することは我々をより弱者に、より貧者に変えることである」<sup>(12)</sup>と支配関係の鋭い矛盾構造を指摘して、その対策の中心に貧民雇用論を説き、生活保障と貧民教育を同時にねらうのである。

「なお悪いことに、王国内で貧民家族は、人生の正直なコースとして彼らを雇用させる適切な法令によって日々増加する。その人生の正直なコースでは貧困者の生存が自分自身や彼等の子供のために可能であり、彼等の子供達を乞食や盗みという職業に育つのをさげ、又はかような他の怠惰なコースに再び子供達を誘ったり、そこには有害で少くとも有益でない人々の持続的增加や、教育の不足や雇用に不適なもの増加をもたらす怠惰なコースを避けねばならない。」(Sir Matthew Hale *ibid* p. 7)

(12) C. Whibley (ed) "Sir Matthew Hale's. Discourse Touching provision for the poor" Peter Davies 1927. p. 6.

ところが、英国内では乞食の禁止や乞食へものを与えた者に罰を課してあるが少しも効果的ではなく、又盜賊等に対する法律も他国よりきびしく行われているが悪人の増加は決して減少さえしないと述べて、彼は次の貧民対策への基本思想を述べる。

「よりよいキリスト教徒として、予防の全面的配慮は、治療よりも効果的であろうし、貧困、怠惰、ルーズさ、非系統的教育、貧しい子供の予防は、すべてのさらし首 (Gibbets)、梃印 (Canterization)、むち打ち柱 (Whipping Post) よりもこの王国では良いものとなるだろう……。」 (Sir Matthew Hale ibid pp. 11-12.)

そして彼は序文の最後で

1. 貧民救済と雇傭の施行に法律によってすでにどんな施策 (Provision) があったか。
2. その法律又は施策やその結果にかかわりなく、そこには欠陥として何があったか。
3. 何が、この欠点を有効に補うのに考えられ、この補足の結果はどうか。! (Sir Matthew Hale ibid pp. 12-13.)

と原則的問題を問いかけている。

## II 当時の救貧法批判 一 貧民雇用論 一

当時のエリザベス救貧法 一 いわゆる貧民に関する法律は二種類あって「1. 老令、廃疾 (impotent) の救済に関し、自ら生活を労働によって維持出来ないもの。2. 就労や雇用に関し、稼働しえるもの」<sup>(1)</sup> に分類出来るが、彼はまず、第一の非稼働者対策を分析する。

**非稼働者対策** 第一は現物等を自発的に与えて自主的な心をはげます方法である。

「……エリザベス39年条令5章が Hospitals や矯正院や Maison de Dieu を選んで同様に大きなはげましを与えた。そしてエリザベス39年条令第6章とエリザベス朝43年法4章は慈善利用法 (Charitable Uses) への贈物を正当に利用するために特別な保護を与えていた。そしてそのような任意的割当はすぐれてなおかつ慈善心のある人々で考えられ、それ故にその心をもつ人々の中で自発的に与えられていけよう。そして、その条令はこの種の人々にまともに慈善へのはげましを与えていた。」

(1) S. M. Hale "A discourse of touching the provision of the poor" p. 15.

(Sir Matthew Hale “A discourse touching provision of the poor” pp. 16-17)

ところがこの施策は全く行われなかった。何故ならば、

「1. ほとんどの Hospital が、大きな Hospital でなければ、ある特定の町に制限された、わずかな老令の人々のみのひろがりであり、大きな Hospital はロンドンのようなところのもので、そこでは St. Thomas ホスピタルや Christ-Church ホスピタル等のように人数も広がり、年令も広げられた施策であった。

2. しかし、これは強制ではなく任意である。例え慈善心をもっていても多くの人にとっては、慈善という言葉のみに帰する。自己愛、どん欲、真理や神の摂理への不僧があらわれるようであっても、慈善や建物又は寄進されたホスピタルを殆んどが維持しえるのである。」(Sir Matthew Hale ibid pp. 17-18)

そこで、教区ごとに貧民救済のために人々を強制化することになる。

「いわゆるエリザベス43年条令第2章が、この種のもので私の覚えている最初の強制的法律であり、そして事実以前はより気ままだったので今や強制的方法で行われる必要性が生れ、以前よりも王国はより有名となり、貧民も又非常に増加し、その上任意的救済の方法はきらわれ、その条令が教会委員や監督官 (Overseer's) を次のようにさせて行った。

1. 両親が子供の生活をみられないとき、その子供を仕事につかせるための法令にとりつくこと。
2. 正業につかず、自分の生活を維持出来ない人々を仕事につかせるべく法令を扱うこと。しかし、その施策は仕事をさせるのに十分な強制力がない。
3. 貧民を仕事につかせるために亜麻、大麻の有利なストックを税金によって週ごとに多くすること。しかし、表現された言葉では、マニファクチュアの……賃金をその人々に支払う前に初めに方法がないので、後の一般の条項で支払われる。そして、前述のストックを上手に売るか、又は他に有利になったと思われるときを前提にして行うかである。
4. 仕事の出来ない稼働力のない貧民に対する金額を充分なものに引上げること。
5. 貧民の子供を徒弟につかせるために、それをうけ入れるのは強制であってはならない。」(S. M. Hale ibid pp. 18-20)

以上の法律の中で第4番目の非稼働者の対策は「税金によって貧民を救済することであり、同じく拠出金も稼働能力のないもののためである」<sup>(2)</sup>とされていた。

**稼働能力者対策** 他の四項目が貧民雇用に関するものであって、その数ははるかに多いと推定する。

(2) S. M. Hale ibid p. 20-21.

「……例え非稼働貧民の救済が直接的急務の慈善であっても、貧民の雇用はより大きな範囲の慈善であり、非常に大きく重要な結果を公共の富にもたらし、貧民の恵みと前進と同じく王国内の平和をもたらす慈善である。」(S. M. Hale *ibid* p. 21)

その意義をたかく評価し、その方法に二種類の法律があり、第一は「貧民に仕事を用意するための強制的な方法」と第二には「人々を仕事につかせる強制的な力をもつ」法律とであり、そこにも欠点がある。

「1. 子供や盲を徒弟に、いわゆる前述のエリザベス43年条令第4章の条項と盲人への金を引上げて公正な施策を行い、その雇傭を直接行うジェームス7年条令第1章とである。しかし、今までをみると、そのように行い人々に対して十分な強制がなく、又は、その人々がよるこんで実行させるにはあまりにも治安判事の任意性に残されており、その強制力を根拠づけるようには出来ていなかった。」(S. M. Hale *ibid* p. 23)

それ故、もっともって雇用計画の必要性があるとし、なお第二の就労への強制力も当時の法律には多くの欠陥をもっており、処置内容の限界があった。

「2. 盗賊、浮浪者、怠惰者、又は移序破壊者いわゆるジェームス7年条令第4章に関して、矯正院に彼等を送る権限を治安判事に与え、そこでは仕事につかせるために矯正院で選ばれた力ある2人のマスターが求められる。

しかし、ここにさえ特別な欠点がある。1. それは全ての人々に対しての一般的権能ではなく、ほとんど怠惰者と移序破壊者に対してである。2. それは、その定義がかような人間に対して不確定事項であり、判事によってはあまりにも大きな力或いは小さな力が委されているのである。3. 矯正院のために引上げるべき、有利なストックやそれを働かせる便利な方法の欠如のために雇用されずに残ったり、賃金が少ないのでよるこばれない雇用であったり、一応快よい生活維持の方法としてそこに入所するよりも地獄として雇用をむしろきらう。それ故、例え仕事を拒否した移序破壊者のために罰が充分であったとしても、ただ仕事をもっていない故に怠惰者として適用されない。4. 怠惰者と言われているものを決定するのは困難なことであり、それに対する理由ある答えがあり、例えば、行いうる仕事をやらない故に怠惰であるとか、又は生活をささえるには賃金が欠如しているとかであり、人々を強制し仕事につかせるとか、有利な賃金で仕事に就かせるとか、実行すべきなのに、その力が与えられていないのである。」(S. M. Hale *ibid* pp. 23-25)

こうして結果的には、それを実行しないことになっている。



### Ⅲ 当時の救貧行政批判 ― 権限の欠如 ―

当時貧民に対する条令はエリザベス43年条令が唯一の全国的なもので、その施策（provision）は一般的に二つ行われていた。

第一の施策は非稼働者に対するものを原則としたやり方であるが、行政は成功しておらず、仕事につきえるものも多いし、その税金で一般人も負担が重くなる。

「1. 非稼働貧民つまり仕事につきえない者に対してであり、若し正当に施行されれば、すぐれて有効な施策であることは事実である。しかし、私が前に述べたように漆喰はその穴ほど大きくないし、若し仕事をもつならば仕事に就きうる多くの貧民がいたし、それが適切な賃金であるならば、そこで貧困者は自身自身と家族を支えるだろうし、そういう者がたまたま多いのである。法的施策はそこにはなく若しそれが明となるのならば、彼は与えられないか、少くとも非常に小さなものしかえられないだろうし、それ故自分自身の生活と家族の生活を支えられない……。

例えば、貧民とその妻が例え仕事につきえたとしても4人の子供がいる場合、その子供のうち2人は仕事についても2人は働けない。父母は食事、飲物、着物、家賃に週10シュリングで自分と家族を支えきれないし、若し雇用されたとしても多分充分ではないだろう。年収26ポンドの額は大きな教区にこのような家族が40もあり、そして……多くの教区で土地代や家賃があがり、これらの人々は仕事についたとしても多くを貧民によってとられ、そして、このことへの衡平な補給がないならば、乞食や盗み又は餓死によって生きつづけねばならない」(S. M. Hale “A discourse touching provision for the poor” pp. 28-30)

そこで第二の施策があった。稼働能力者に対する貧民雇用政策であり、「彼等に関しては教区民に課税してストック（stocks）を殖すのに力となり、それ故貧民を仕事につかせるのに力となる」<sup>(1)</sup> 施策であったが、M. Haleはこの施策にも次の多くの欠点があると指摘している。まず第一の欠点はストック（stock）の準備がされないことである。

「英国内のほとんどの有名教区を研究せよ、そこでは、非稼働者の救済のみに税がかかるからであり、同救助が他の地区でもすくなく目な方法で与えられ、同じ救済でも、大家族でこれによるものは悲惨に生き、多くがその日暮しとなり、若し生活のため仕事を得られないならば、彼らと彼らの子供達はほとんどが乞食の職業につかねばならない」(S. M. Hale *ibid* pp. 30-31)

しかし「貧民救済のためにどんな教区でもそのストック（stock）の準備を

(1) S. M. Hale “A discourse touching provision for the poor” p. 30.

しているのは希れであると<sup>(2)</sup> M. Hale は指摘する。そしてその原因の原則的な理由を四点あげている。

- 「① 働ける人間の一般性として、いまだに現存する困窮の責任をよるこんですすめようとしなしい、未来の課題よりも一時のために生きることを選ぶ……。
- ② 最も貧しい所では、商人よりの寄進でなりたっており、表面的には彼らの stock が原則的にはあるとされ、貧民のために相当な stock にまでたかめるべく寄進しようとはしないし、事実、平常な寄進さえしないのである……。
- ③ その力を与えられている教会委員や監督者が同じ教区の住民である故に、貧民に対して必要性のあること以上には責任をもとうとも……してはいない。そして、例え治安判事が実行出来て、それを前進的にしることをのぞんだとしても、例え現在の利益の点で関心があったとしても、若しここにすべての事をしえるとすれば、教会委員や監督官にそうさせる権限を付与しなくてはならないが、その教会委員や監督官は殆んど彼等自身達を考えるように責任をおって行いはしない……。
- ④ 人は迷惑 (inconvenience) について考えないことであり、迷惑とはしばしの間に拒否にあって彼自身の中に生じて来るものであり、すると今後あらわれてくる若干の苦勞を条件に実践化することによって確実になる利益を考えないことになるのである。」(S. M. Hale *ibid* p. 32-35)

第二の欠点は法自身の中にあるもので、次の3点であるとする。

- 「1. 教会委員や監督官がそれを拒否してもストック (stock) を引上げさせる監視の力或いは治安判事にその力のないことである。
2. その法律はすべての教区に責任をおっていないし、そこではそれにむかって少しもしないことも出来るし、3. 4. 5. 以上の教区が貧民にさしのべるストック (stock) の増加のために拠出するのにさほど効果的ではないのである。
3. ……ある場合には有用性と必要性があり、ある点では効果的な一般的ワーク・ハウスのために、場所を選択し、一般の家を借りえる権限がないことである。」(S. M. Hale *ibid* pp. 35-36)

#### IV その提案の制度内容 — Work House 論 —

第三章として「深化された治療法」がのべられ、中心は、M. Hale の救貧改革の提案の制度内容である。

まず、Work House の創立が教区を連合し、課税を分割又は集中して実行することが出来るよう提案する。

「1. 治安判事は四季裁判所で、種々な州の教区を若干の地区 (division) に分けて実

(2) S. M. Hale *ibid* p. 31.

行する。その地区には、一つのワーク・ハウスが、各々おかれ、それぞれの地区で共同使用出来、いわゆる一つ二つ三つ四つ又は六つの教区が一つのワーク・ハウスを大きくしようと小さくしようと教区の収容力に従って設置されるのである。

2. 各々の教区の貧民救済委員又は監督官の任期に、それぞれの貧民救済のための税金を誓宣させる。そして、前述の判事が年に徴収すべき額を3回4回5回に決めて、仕事につかせるのに貧民へのストック（stock）の増加が、予定されたときには金額を一度か二度に集め、若し必要があれば貧民雇用のための又は職業や仕事に子供をつかせて教育するための宿泊資料のために有益なワーク・ハウスの建設に努力すべきである。」（Sir Matthew Hale “A discourse touching provision for the poor” pp. 37-38）

その運営の不正行為のチェック制度を次のように提案する。すでに L. J. Vives の提案以来提案されて来た制度 — 監査制度である。

「3. 前述の判事によって年ごとに各ワーク・ハウスのマスターは選ばれ、前述のストックから充分なサラリーが出て、3年間はずづけることができる。そして2人の監督官は前述のストックの収支をみマスターの4半期毎又は月々の計算を適格にやっているかを見る。

4. Stock が監督官達にまでだまされるし、ときどき監督官によってマスターを問題にし、しかも監督官は前述の stock の進行状況をいつも受けて、同じくその責任をもつことである。

5. 年度の終りには、マスターと監督官は次の任期の治安判事2人にその会計が報告されて引きつがれ、公的には各管内の住民に注意をはらわせ、その終りまで人々は若しそこにその理由があるならばかような会計にどんな異議でも行わせるのである。」（S. M. Hale *ibid* pp. 39-40）

寮長（Master）や監督官（Overseer）は運営上一定の権限を与えられる。

「6. 各々のワーク・ハウスごとに寮長や監督官が代表し、各々の地区の寮長や監督官の名において合同会議も出来、各その地区内の貧民の恩恵のために土地、物品、金、又は他の遺産や贈物をその意志等によって継続的にとりあつかうことが出来る。

7. 彼等も又、それぞれがその維持者と同じく責任をもち、又、四季裁判所での治安判事も、又かような贈物や遺産を給付や処置（proceed）や雇傭に責任がもてることである。

8. 地代がはっきりしていなかったり、一年以上の長い期間ではどんな土地でも彼等に与えることは出来ない。」（S. M. Hale *ibid* pp. 40-41）

そして、当然、入所拒否者への強制力と職員の罷免権を提案する。

「9. 働ける人で自分自身の生活が出来ない人で、そうすることを拒否したならば、その人は、治安判事の権能でだれでも入獄させえるし、かようなワーク・ハウスで適当な矯正を行ひえる。

10. 若し、寮長によって雇用された人が、低能であって、すすんでひがみをもち、その仕事をダメにし、治安判事を悲しませ、会議に寮長も訴え出て、証言しえるならば、その権能で投獄させえるか、かような判事の権能によって適当に矯正されるかである。」(S. M. Hale ibid pp. 41-42)

これらの方策が中心であり、貧民が仕事につくのを希望し、この方策がただの試みではなく永く検討されて研究変更されることを S. M. Hale は訴えて、その結果は偉大な「恩恵 (Benefit)」を国民に与えると述べている。

第一にワーク・ハウス導入によって、ホスピタルの行政効果が大きいにあることである

「1. ホスピタルの中で、最良のものである、これらのワーク・ハウスの併合によって、慈善心ある人々は柱石となり、慈善を行い、その慈善はしんげんな行政によってその困難を防ぎ恩恵をまねくものである。

2. ホスピタルは若干の非稼働者貧民のために用意されるので、貧困を防止しやすく……百人位は可能とされている。」(S. M. Hale ibid pp. 42-43.)

第二に、ワーク・ハウス創立によって王国内の乞食・犯罪者を防止することが出来る。

「3. かような状態の所では、我々王国内でたえられている評判が民族と家族を育てあげるために、王国内の重荷となりただ怠惰やせつ盗、乞食、野蛮な生活の世代がおどろくほど増加し王国内のすべての顔をおおいつくすし、その心をもくいつくす。7年間のうちにこのコースは無秩序の状況へと変化し、彼らのあとに人々や子供を規律的で移序があり、教育のある生活のコースへと変化する。

何故なら、働らくことによってよりよい生活が得られるので、乞食やぬすみの必要のある人間はいないのである。

そして、乞食のように公衆を傷け、むなしくさせるものはいなくなるだろうし、そこで、働らくことによって生活しえることが確実になったとき彼らをはげますだろう。そして、浮浪者、乞食者、排廻者に対するすべての法律は欲するならば、雇われえることが確実となるならば施行上効果的となり、しかも、それまでは乞食や施与者の禁止や刑罰は、慈善心のないのと同じくもっとも理由のない無分別な部分である。」(S. M. Hale ibid pp. 44~45.)

第三に、マニュファクチュアの例にならってもワーク・ハウス導入によって、乞食達を自立した勤勉な労働者にすることが可能であるとみている。つまり、産業の担い手も一挙につくりえるとみる。

「4. このことは国の富が増大することを意味し、マニュファクチュアの前進とすべての人々に自らのパンを食べる能力をつけることである。我々は勤勉で順序よい管理ならば Holland や Flanders や berbadoes のように我國の富に対する評価を改善し

えると考えるのは幻想なのだろうか!

若し、それが言われるとおりにならば、彼らの性質は我々よりも勤勉なのである。事実、ものごとの秩序はその条件となっている。しかし、若し同じように勤勉な教育を我々が行ったとしたら、我々は同じような勤勉な性質となるだろう。乞食を職業としていたもので、決して自らはせず強制されるならばという者を勤勉にさせよ。そして、他方では乞食することに対して勤勉に文明化され、育てられる必要性があり、貧困者の場所や家族の多くの中を容易にみられるようにする必要がある。

そして一般的には王国内で他の恩恵がないならば、又は Work House に住むような特別な場所でも同じならば、しかも、例え 4 年間のうちに stock が全く失ったとしても、生活を文化的で勤勉なコースへと貧困者を習慣づけることによって豊かな賃いとなるであろうし、そこでは彼らが重荷にならないというばかりでなく王国内にも貧困者が住んでいる所にも有用性 (profitable) をもたらず。」(S. M. Hale *ibid* pp. 45-47)

第四に、このワーク・ハウスによる貧民雇用政策論によって、国内のマニユファクチュアを改善し、国内の内在的富をかためて国内のマニユファクチュアをおこす原動力とみる。

「5. この方法は、やがて王国内の若干のマニユファクチュアの改善となり王国内の消費と貿易とのために、そこでは職業の外側が我々の職業の内面へとむかい、外側の職業は我々の職業の内面の基礎や土台となるのである。そして、職業の内側に対する職業の外側の過剰やバランスを失することは、家に金をためるのみで金銭の増大を得るというだけで、ただ王国内の内在的な富を真に進めるといふ単なる手段だけである。何故なら、若し我々の職業の外側が我々の職業の内側をすすめるのであれば、過剰は金や銀で戻される必要がある、そこで、我々の職業の内側が我々の職業の外側を進めるのであれば過剰は貨幣でそこから物品をつくり、その貨幣は無思慮にも王国内を貧困にする……にちがいない。今や我々のマニユファクチュアの前進は、この方法が一般的事実となり、羊毛マニユファクチュアや着物やこの王国内の原料商品にとって大きくなり、又他の羊毛マニユファクチュアは……今や王国内の若干の部分例えば Devonshire, Norfolk Colchester のようなところをも……この方法で全王国内を普及させるのであり、そして、羊毛マニユファクチュアの少しもない場所、例えば Lincolnshire Northamptonshire や他の洲はすぐに貧困におちるだろう。同様に、ストックングや帽子やウエスト・コート等を編むようになるだろう。

我々のリンネマニユファクチュア、例えばリンネの着物、全種類のレース、網、帆等は、国産のものであり、王国内の欠乏を補給しポーランドやフランスからのリンネ布やフランダース地方からのレースの輸入の必要を防ぐ。そして、ある程度この職業は Lancashire や Leicestershire や他の所でも使われているので、王国内の他の場所と連絡をつけやすいだろう。そして、この方法で大麻の着つけや、亜麻、縫い子、織ること、さらすこと等で雇用される貧困者は相当数いる。そして言うならば、我々は原料に欠乏し、それに注文出来るような貧困者の教育の欠乏であると、その答はすぐに返って来る。若し、この方法で一度マニユファクチュアが始められるならば、すべての人々が急いで大麻や亜麻を耕地の一角にまくだろうし、耕地に適しない他の土地はこの方法をとるだろう。各教区に大麻と亜麻が 2 ーカーあるのは多いくらいで、今や人々はそれを雇い他に出荷もないのでまくことを拒否している。そして教育する者

にとつてもう一度この計画に警鐘がならされると他の外国から労働者を多く引き入れることになる。そして、我々の考へついたこの方法で少くとも他の部分より羊毛布をつへる技術を取りもとどさねばならぬので、これは避けることの出来ないことである。そして若しこれは我々の羊毛マニユファクチュアでの労働者をだまし貧乏化させると言われるが、それはおそれる必要はない。何故なら我々はどちらでも雇用されるのに充分なぐらい貧困なのであり、王国内の評価を増すことは確かであるが、しかしながら戦争やベストや外国の植民地化によって、大きな消耗も確かであり、結果的には貧民は比例して増加し、7年間神を祈りつつ前進するのは理由があると思ひ、貧しい家族を仕事に適應させて就労しうるのは今や幾何学的進歩のように持続的に増化して2倍以上になるだろうし、そこでは今彼等が行っている雇用より2倍以上になるだろうということである。」(S. M. Hale ibid pp. 48-53)

第五に、そこでは成人の職業教育以外に子供にも生産労働と結合しつつ読むことを教えることが出来るし、そこでは収入も生活を支えるに充分であるために人々は勤勉に教育され職業をもつ方を選ぶと主張する。

「6. このワーク・ハウスの方法によれば、マニユファクチュアで熟練されるように一人か二人の人間にその機会を与え、職業に12人位を共同の集會や會合でそこに日々住む子供や若者を教育することである。そして、教えることが出来、働くことの出来るものを雇用することで、子供を中断せずに読むことを教える機会はありえるのである。7. この方法で働けるが、貧困を支えきれない彼らの家族や扶養せねばならぬ人々は、例え、初め stock を引き上げるため自由な扶助や貧民に対するより、恩惠的で便利な方法を求められたとしても、払うのに安易な補給の方法に変わって行く。第1に何故ならば文化的で勤勉な方法に教育され慣される。2. 彼らは彼らの生活維持に経常的なものとして従う職業を得るだろう。3. 得ている賃金は彼らのために調査される拠出金によって得るものよりも、より大きくより良く支えられるものとなるだろう。」(S. M. Hale ibid p. 54-55)

## V その提案の処遇内容 — 計画と教育 —

この貧民雇傭と貧民教育とを同時にねらった「ワーク・ハウス」論は、当時のマニユファクチュアの経験を中心に試算されなければ、当時代の人々に訴えない。Matthew Hale は、その段取り、時間、コストを当時のGlowcestershire 地方の羊毛マニユファクチュアの例にとり次のように試算する。

「1. 32ヤードの長さについて、かような布すべてに、羊毛で90ポンドであり、今日ではいわゆる普通のグレイの布が4ポンド10シリングになっており、ポンド当り12ペンスのコストである。

横糸 54ポンド、縦糸 34ポンド、混合 2ポンド } 4ポンド10シリング

Sir Matthew Hale の貧民救済・雇用論 (1659) について

2. この布をつくる料金		l	s	d
1. 分けと摘み		0	3	0
2. 色つけ		0	16	0
3. こわしと横糸を1ポンドごと2ペンスで縫うこと		1	7	9
4. こわしと縦糸を1ポンドごと5ペンスで縫うこと		0	18	6
5. カード入れと油さし		1	0	0
6. 織ること縦糸入れて糸巻きまくこと		1	1	3
7. 水車にかけることと糸こぶづくり		0	12	0
8. 刈取りと、ととのえること		0	18	0
9. 線引き		0	1	6
10. 運ばんと製造		0	7	0
こうして全料金は 11ポンド15シリングである		11	15	
ここから、羊毛とかカードとかオイルとかいわゆる5ポンド10シリングとかが差し引かれる。				

ここで、帯巾 Worck のための残った全費用は6ポンド5シリング位である。

今日では、この布が売って、12ポンド以上にならないし、たった5シリングの利潤であり、この仕事は、13ポンドかそれ以上にすぐにならなければならない。」

(S.M. Hale ibid pp. 56-58)

以上のごとく簡単な試算では利益はあがらない。ただ、マニュファクチュアの分業、協業論による労働能率の増加をみこんだり、売り時期等を考えたりすると約100ポンドのストックで14人の生活を雇用によって保障出来るとする。

「3. この布づくりにあらかじめ雇備される人は14人であり、例えば3人の織工と糸巻工、2人のこわしやさん、6人のつむぐ人、1人の縮絨工と糸こぶ工、それに1人の薄地工、1人の相棒と拾い屋であり、織工は糸巻工と整径工の所を補っている。

4. ここで、初めての布は2ヶ月間にかかる。しかし一定場所で行われると布は約3週間で出来るだろう。それは、すべての職工がそこで働き、初めての布を織り初めた所で布製品にするからである。

5. この結果、一つの織機が初めの布に2ヶ月もかかり、他の布には3ヶ月もかかり一年間すべての人々を雇用することになり、売るまでに用意された第一年度の布が14ヶ月に又戻って来るのだし、年ごとに他の布は16ヶ月でもとに戻るのである。

6. 結果的には第一年度に14人の貧しい職人にわずかばかりの賃銀となるが、87ポンド10シリングとなる。そして、次の年には97ポンドとなり、この計画によって、すべての職人が一週完全に雇用され得るのが容易にみられるだろう。

7. 約100ポンドのストックはかつての働けるこの織機を保持し、14人の職人の生活を維持出来るし、結果的には400ポンドのストックは4つの織機を踏み初めて、56人に仕事を付けさせてマーケットに売りやすくするために一般的な遅延にもちこたえ得るのである。」(S.M. Hale ibid pp. 58-60)

このことは、かつてのように貧困故に盗みや乞食や飢餓に追い込むよりも

年間 400 ポンドのストックの保障（寄進等によって）されるならば58人の生活が雇用によって保障され、年々その寄進すべき金額は減少する。

最後に M. Hale は、ワーク・ハウスの寮長が、その雇用者の賃金を低めて利益をはかることによる失敗はないと次のように説明する。

「9. しかし、この方法によっても職人の賃金は理由ある額にはほど遠い。若し、よく貯蓄されているか、能力あるならば、苦しいときでさえどうかして貪欲な寮長は多くの貧民をはたらかせ、しかも、働きえない賃金で働かせる。一方でときどき、穀物、羊毛、チーズや他のものを充分高い率で支払われていることは知らされていない。そして、若し、この期間に働いており、彼らを帰さないならば、又は雇わないならば、事実貧しい職人は働かないで生きることは出来ないし、又どんな人のためにもたより得るところでないので働らくことの必要以下で不適当な事で彼らを働かせる。そして、かような寮長はこの方法で商売は公開のときより低めに行われるとき大きな利益をつくる。しかし、この方法では、理由ある賃金で雇用されても貧民にとっては拒否することになる。そして、その理由は明確でストックをよく維持し、又は相当数の損失以外に管理し、その結果に注意している限り、貧民に対する雇用のためには寮長にとってさほど多くのものにはならない。そこで適切な賃金を与えることになる。」(S. M. Hale ibid pp. 64-66)

Matthew Hale は、これらの提案に対する反対論を7点にわたって要約して反論している。第一の反対理由に「4年間でただちにストック（stock）をつくりあげ、支払を高めるためには、一年間寄進（Contribution）を求めるのはあまりにも大変な事業であって簡単ではない」という理由である。彼はそれは事実だとこたえ、しかし、貧民が累進的に増加するのは確実だとして次のように反論する。

「この上、労働に対する当然な施策の欠如や、盗みや切盗者を貧民の勤勉教育の欠如によって何が明らかかを一人の人間にとって考えてみなさい。教区の責任で最終的には悪人として四季裁判所や裁判に彼らを告訴し、その理由として羊毛の刈りとりをダメにし、垣根にまぎつけ、そこで穀物や草に侵入しするか、戸口で施与をうけるかであることは明らかではないか。若し、一緒になって防がないならばキリスト者ではない……。」(S. M. Hale ibid pp. 68-9)

第二の反対は「しかし怠惰な人間は例え雇われようとも働らくよりは乞食の方がよいのだし、乞食や怠惰な職業はなお続くだろう」という反対論であり、今日もとわれている課題である。

「私は答えない。① 強制的法律で怠け者を仕事につかせるように我々は考え、それを防ぎえる。② この方法によって働らくことの恩恵が乞食よりはすぐれており、



それを克服しえる人間かもみわけられるだろう。③ 勤勉さで子供を教育することによってしだいに不慣れなものがやがて慣れへと変化するだろう。しかし、④ 人々がひとたび、貧困者が適当な期間に仕事をもつということが明らかとなれば人間は浮浪者に対して働く法律を与えないでも又かような保護者にも法律を与えないでも、今や共同の慈善さえ行わないでもよるこんで働らくようになるでしょう。」(S. M. Hale *ibid* p. 70)

彼は、「教育」と「強制」によって世論形成の中でなしえろとみている。

第三の反対は「しかし、考慮にあたいする利益が教区のマスターによって雇用され、4～5000ポンドの商売がなされるときにあるということとはただ仕事を貧民に就けただけで充分である…」という理由であり、彼はこれに対して、「勤勉教育 Industrious Education」の効果を期待していた。

「私は次のように答える。それは① 仕事の少ないときには貧民に大きな援助になるだろう。商売人が利益のためにとり引きをやめたとき、1年間のうち1, 2, 3ヶ月でも仕事が補給されることは、水車での勤勉さを保ち、考慮すべき補給が生じる。② 補給の必要のないよきときには stock を大きくし、私的に雇用するので増加も改善もなしえるか或はすくなくとも商売高の低いときには損失を生じないだろう。③ひとたびかようなストックが行われれば、それ自身によって増加するのみならず、慈善的贈物によって継続的な増加となり、扶助 Doles や少しの年金として行われ、すぐ消費し何ものこらないより、このようにして雇われることの方が物を倍にもし、しかも貧困者の現在の必需品についても我慢するし、彼等のあとに利益の印を(ささやかに)残すことになる。この方法によって今やここで言えるのはすくなくとも、ここで我慢したことで、勤勉教育 Industrious Education や専門職業の利益に浴した人々を残したことである。」(S. M. Hale *ibid* pp. 71-73)

第四の反対理由は「自分の商売をするのは自分の利益に関心をよせられる人々である。…結果的には他人のための雇人達は商売に失敗する。それ故に勤勉にも運営にも成功しない」という反論である。それは原則的に同感であるが、それは公的でも私的でも同じであるとする。

「私は答えたい。一般的には然り。この方法ではこれらの出来事の一つであるに違いない。

1. そこには利益があるか stock の改善をするかどちらでもあり、前者のロスを償うかも知れない便益と未来にロスを生むことのある便益ともよこたわっている。そして私は、この管理方法ですくなくともある期間は個人的商売と同じだけの便益はあるという以外に理由を知らない。この時間はいつも商売の側にあるのではなく、ときどきいつもの時ほどにはならないけれどある程度の利益となる。そしてよい時が悪いときに対して変更を加える。

2. 又は、その外に利益を得ないなら、おくれる以外で若しその結論にひかれて貧民雇用の計画をたてるならば、失敗はしないだろう。例えば、寮長や商売人にどんな利

益も生じさせないならば、貧民の生存者から賃金や労働の中で生むことになるだろう。すくなくとも彼自身又は彼の家族の生活維持が可能のように利益を得ていることは、私的商売人の見方として当然である。そして、若し彼が彼の商売に与えすぎないならば彼の終末も答えられない。……。しかし、ここに利益が少しもなく、又は全くないならば終末は考えられず、何故ならば、貧民は stock が増加もせず雇用され支払われるだろうからである。」(S. M. Hale ibid pp. 74-75)

第五の反対理由は「貧困者は彼らが働きたければすでに仕事を持っており、このような公的職業 (publique trade) をつくることは、より多くの独立人を職人にするのであろうし、私的な商業者の雇用をその商売の低落に従って減少させることになる」という自由市場への公的介入論である。M. Hale は自由企業と市場論をみとめつつ、他の手による欠点を補う必要を説く。

「私は答えたい。① 商売にすぐ可能性があるということであるなら、若し払いが悪く低い賃金で極度に働かされないならば、ときどき方向を変える職業をチェックするだけで十分な仕事を持っているだろう。② 仕事が私的な手で非常に沢山あるならば共同 stock の雇傭をゆるめるか中止すればよいだろう。若し、私的な手 (private hand) によりよい賃金を持ち得るならば特にである。何故なら他の手によって仕事の欠乏を補うということはこのためには充分であらうし、若し、働きたくともそれを得られぬ人々のために、そのニードのあるときに避難所となるならば、その結末を充分みさだめることであるし、又希望しなくとも出来る仕事を強制する処置ともなる。」(M. Hale ibid pp. 81-82)

第六の反対理由は「仕事がよく出来ない貧困者であるが正直で勤勉であって、その洲で誰れでも就労の責務をもたねばならぬとしても仕事を欲することにならず、そして雇われたことのないものは働きたくもないのでどう働いても言えず、盗むかになる。ここで Work House に入れるのでよいのではないか。」という意見である。これに対して彼に答える

「私は答えたい。① たまたま、最も正直な労働者が仕事を得ることが出来ないときがある。そして、彼らに対しては救済の価値はある。② しかし、他人に対してここでは出来ない仕事を彼らに教えるべきで、彼らを仕事に強制するか、或いは仕事に不正直なものは罰する処置があるだろう。③ そして、若し罰しないならば、ワーク・ハウスと stock がひとつたびきめれば、彼らを働かせるには充分であらう。何故なら、人ごとにかつて正直に働いていたものであったか、理由ある賃金であったかたしかめるとき、浮浪者ごと乞食ごとにも働らく意志がないか、それに対して不正直であるか、そして、救済に適するかを推定し、彼らに対する法律の施行がよりきびしくなされるからである。」(M. Hale ibid pp. 82~83)

第七の反対理由は「しかし、どこで我々は雇傭される人々をえて、それに忠実に信用するようになるのか」という問いである。M. Hale はたしかにこの計画の信用をどこでえるのかと問われるとその方法等急いで通過してしまったところがあるが、その理念や理由の偉大さを神との信仰告白の問題だとして訴えている。

- 「1. 偉大な人間味あふれる仕事はかようにして、我々が人々として、我々自身の自然性に負うているようなものである。このかしこい神は彼の古代の人々に貧民はいつも彼らの中にいと述べられた。つまり、① 他人の寛さによって、ある人々の欠乏を補うことの中に人々の自由と慈善を試されている。そして② 正直ものを雇用し、はげますのと同じ方法に着手し、考えうべき勤勉さと思慮を試みられている。富める彼らは富のまかない係であり、かしこき彼らは知識のまかない係であり、天と地の家族の偉大なる主人に与えねばならない。そして私は明らかにもっともよき計画の一つとして窮乏した人々の救済や改革に彼らを雇用することであるとした。私は私の兄弟を保ちきれようか！ 人々のもっとも悪いものの一人としての答えである。
2. どんなものでもキリスト教徒たらんとして、仕事はキリスト教道徳の原則の一つとして慈善心をもたらす。そして事実、英国での貧民に対する悪しき施策は我々のキリスト教徒の信仰告白にかかわるものの一つである。」(S. M. Hale, *ibid.*, pp. 86-87)

すでに L. J. Vives のような「有機体説」はないが、「共和国」理論による相互扶助論を基礎にしつつも、治療法として「貧民雇傭」と「貧民（勤勉）教育」をねらう意義を訴えて終っている。

- 「3. よき英国人に対する仕事について、— 勤勉な方法での貧困者の救済と教育への正当な施策の欠如は結果的には犯人としてしまうことであり、王国を怠けもので有用でない人々でみだし、その人達はそれを改善もせずに王国内の stock を消費し、やがて荒廃へと日々増加して行くことである。そして、初めての作りばなしのこのエラーは、絞り首やむちうちによる以外に治療出来ない。しかし、貧民の勤勉教育のために正しい用心深い、解決しえる方法でなければならぬし、あとで体罰が得たものよりは、この墮落に対するよりよい治療法を与えるだろうということである。」(S. M. Hale, *ibid.*, pp. 87-88)

## VI 結 一 法改正への役割一

イギリス市民革命の指導者はクロムウエルが死亡し、一時期寒村に引きこもり、その一地方の救貧行政の分析からのこの論文であっても、まさにその後王制復古後大法官となった Matthew Hale の思想の影響は大きい。

まず、第一に王制復古後の救貧法改革の第一歩であった1662年の定住法に影響を与えたと言われる。

「1662年の『定住法』は、ウェブによれば、つぎのような成立過程を経たといわれている。まず、1661年12月と1662年1月に救貧にかんする。4つの議案が個人議員によって提案された。すなわち、第1議案……は北部イングランドの大教区における救貧行政の単位として、教区のかわりにタウン・シップを採用することを提案したものの。第2議案（……1662年1月17日）は『ロンドン市救貧組合』（Corporation of the poor for the city of London）の設立を要求するもので、イギリス共和国時代に通過した他の法案と同様に、すでに無価値になっていた1647年法および1649年法を承認ないし、再制定するもの（以後この議案を『ロンドン議案』とよぶ——松村）。第3議案（……1662年1月14日）は一般的な救貧改革にかんするもの。ただし、貧民移動の条項はない。第4議案（A bill for the constituting corporation in the cities, Boroughs and Market Towns in the kingdom of England and Dominion of wales for the better relief and employment of the poor, and for the preventing of the poor by the settling of them and for the better execution of the law against rogues and vagabonds 1662年1月16日）は、マッシュウ・ヘイルの提案を実現すべく、ロンドン市の救貧組合をモデルにして、イングランドとウェイルズのすべての都市に、地方的救貧組合を設立することを提案するもので、すべての労働可能者の雇用を保証し、浮浪者にたいする罰則を実施する効果的な条項と貧民の定住を防止する条項を含むもの（以後、この議案を『地方議案』とよぶ——松村）であった。

そして都市の議員が主導権を握る委員会において、4つの議案はひとつの議案に結合され、こうして1662年法の『虚偽の前文』は第3議案と第4議案の前文の結合から、また移動、証明書、提訴にかんする重要な条項は第3議案から作成された。また第一議案の大教区の township への分割条項は、1662年法に採用されたが、人道主義的性格を有した第2議案は無視された。1カ月以内にこの結合された議案は不注意かつ混乱した言葉で上院に回付され、そこで移動に関係ないわずかな部分が修正されて両院協議会に回付され、1662年5月に最終的に成立したというのである。」（松村高夫「イギリス月救貧法『定住法』—にかんするノート」慶応大三田学会雑誌64巻10号、昭和46年10月 117～8頁）

第二にのちの貧民に有利な雇用論者達の中でもすくなくとも Sir Josiah Child<sup>(1)</sup> や John Bellers<sup>(2)</sup> に影響を与えている。

第三に私的企業との関係では、若しそれで可能ならば、それでもよいという考えであり、Daniel Defoe や Bernard Mandeville の自由放任をゆるす基礎をももっていたとみられる。

- 
- (1) Sir Josiah Child の Concerning the Relief and Employment of the poor のみパンフレットは、British Museum の中には 2～3 種類あるが、A Method concerning the Relief and Employment of the poor . . . taken out of Sir J. Childs Book, intituled. A Discourse about trade. By a well-wisher of his country pp. 23 [London 1690 ?] 8° に [with an extract from Sir Matthew Hale's "Discourse touching provision for the poor"] がつけられている。
- (2) John Bellers の "Essays about the poor, Manufactures, trade, plantations, & Immorality, and of the excellency and Divinity of Inward light" 1699 の扉字に The Lord Chief Justice Hale の論文の引用が Sir Josiah Child の論文とともに引用されている。なお John Bellers の "proposale for saising a Colledge of Industry of all usefull trade and Husbandry" London, 1695 (日本訳浜林正夫訳「産業カレッジを設立する提案」ラウエット他著浜林、安川訳「イギリス民衆教育論」明治図書所収) の扉字にも M. Hale 卿の引用文がある。ただし矢川徳光氏の意見はペラーズは必ずしもクラブスカヤが評価するほどの人ではなく偉人の言葉を引用する傾向があるので、同じ宗派や同じ政治的立場とは言えないとのこと (矢川徳光「労働と教育」岩波講座『現代教育学 4 巻』166頁) なので、M. Hale は J. Bellers に影響は与えているが、Bellers と同じ立場とは言いきれない。

## The Study about Sir Matthew Hale's "A discourse touching provision for the poor" (1659)

Kyuichi SHIRASAWA

In Japan, in the Social welfare field, Sir Matthew Hale's "A discourse touching provision for the poor" (1659) is not generally researched.

This "discourse" describes the employment of the poor in Work-House, wherein the poor were employed and educated with the idea of productive labor at the age of the puritan revolution. This idea preceded Sir Josiah Child's plan of "The poor's Father", and John Beller's plan of "Industrial college"

## Recent Trends in Social Work Theory in the United States of America

Jiro MATUI

The period from the late 1950's up to now appears to be a transitional phase in the development of social work theory in the United States of America.

As a result an important movement is underway today. This movement aims at formulation of a comprehensive frame of reference for social work practice. It started in 1958 with the publication of "Working Definition on Social Work Practice" by NASW, Commission on Social Work Practice, and other contributions which followed. Recent examples are "A Critique of the Working Definition" by William E. Gordon, and *The Common Base of Social Work Practice* by Harriett M. Bartlett.

This article is a survey of these recent trends in the United States of America.